

令和 8 年鹿沼秋まつり「おもてなし広場」二次募集出店要領

1. 目的

- (1)「鹿沼秋まつり」を観覧に来たお客様へ“おもてなし”としての「祭りとお食」を提供し、地域経済の活性化と観光振興に寄与すること。

2. イベント日程

- (1) 日付：令和 8 年 10 月 10 日（土）、11 日（日）
- (2) 時間：両日とも午前 10 時 00 分から午後 9 時 00 分まで

3. イベント会場

- (1) 会場一覧
 - ①まちの駅 新・鹿沼宿
 - ②まちの駅 新・鹿沼宿 第 2 駐車場 ※受付終了
 - ③まちなか交流プラザ
 - ④細川耳鼻咽喉科・内科 ※受付終了

4. 二次募集応募資格

- (1) 出店の要件
 - ①鹿沼市内の事業者・団体及び鹿沼市外の事業者が対象。ただし、鹿沼市内の事業者・団体を優先とする。
 - ②出店内容は、本業としての活動内容に準じたものを提供すること。なお、飲食物を扱う出店は、出店期間中「食品衛生責任者」資格を有している者を常時置くこと。
 - ③2 日間とも出店し、実行委員会が設定したルールを遵守できること。
 - ④感染症防止対策に積極的に取り組むことができること。
 - ⑤生産物賠償責任保険（PL 保険）及び施設賠償責任保険等、事故発生時に十分な対応ができる保険に加入していること。
 - ⑥9 月 8 日(火)の出店者説明会に責任者または副責任者どちらか 1 名が出席できること。

5. 出店申し込みについて

- (1) 募集周知
 - 鹿沼市 HP、鹿沼秋まつり公式 HP
- (2) 募集期間
 - 7 月 28 日（火）～7 月 31 日（金）午前 9 時～午後 4 時

(3) 申込方法及び決定について

鹿沼市観光交流課窓口にて対面で申し込みを受け付ける。

出店申込書等は鹿沼市 HP よりダウンロードし、必要事項を記入後、必要書類を添えて提出すること。

実行委員会で厳正な抽選のうえ、当選者を決定する。結果については、全員にメールで連絡する。なお、結果に関する問合せは受け付けない。

(4) 必要書類等

①出店申込書

②取扱食品概要書

③応募資格を確認できる証明書等の写し

(a)営業許可証の写し

(b)食品衛生責任者の資格を確認できるものの写し

(以下①～③からいずれか)

①調理師免許の写し

②栄養士免許の写し

③「食品衛生責任者養成講習の修了証書の写し」と「食品衛生責任者手帳の写し
(氏名記載部分および受講済シール貼付部分)」

(c)生産物賠償責任保険 (PL 保険) 及び施設賠償責任保険等、事故発生時に十分な対応ができる保険の保険証券の写し (補償内容がわかり、加入が証明できる部分を提出。)

※加入している保険金額と内容によっては、出店をお断りする場合がある。

※実行委員会から必要に応じて、追加の書類提出をお願いする場合がある。

※なお、出店決定後には、以下の書類を提出すること。

①顔写真付きの公的な本人確認書類の写し

②出店誓約書

③当日の従事者名簿

(5) 出店会場別の要件

出店会場	飲食 or 物販	出店料 (市内事業者・団体)	出店料 (市外事業者)	小間サイズ* (予定)	出店 形式	備品
新・鹿沼宿	飲食	60,000 円	120,000 円	3.6m × 2.7m	テント のみ	テント / 電源 付き
まちなか 交流プラザ	飲食	30,000 円	60,000 円	3m × 3m	テント のみ	テント / 電源 なし

※申込は同一出店会場につき 1 事業者 (団体) 1 小間とする。

(6) その他出店者負担

- ①出店物の搬入・搬出に要する費用
- ②水・火気等を持ち込む費用
- ③電気を持ち込む費用（①新・鹿沼宿は出店料に含まれているため該当しない）
- ④自己商品の販売、宣伝等に係る費用
- ⑤販売等に使用する特別な機材に係る費用
- ⑥清掃に係る費用（出店後に特別な清掃が必要になった場合も含む）
- ⑦消火設備の設置に係る費用
- ⑧その他、出店・販売等に要する費用

※悪天候等により中止の場合、仕入れ等費用の責任を実行委員会は一切負わない。

また、出店料も返還しない。（ただし、会場設営作業開始前に中止が決まった場合の出店料の返還についてはこの限りではない。）

6. 出店時間等

(1) 出店時間（予定）

令和8年10月10日（土）、11日（日）

午前10時00分から午後9時00分まで

※出店時間中は閉店しないこと。ただし、鹿沼市役所会場については関係者との協議・調整次第で変更になる場合がある。

※荒天時は出店を中止することがある。

(2) 交通規制時間（会場に車両の乗り入れが一切できない時間）（予定）

令和8年10月10日（土）、11日（日）

午前9時00分から交通規制解除まで（午後10時00分頃）予定

※交通規制解除のアナウンスがあるまで交通規制範囲内の車両の移動厳禁。

(3) 搬入・搬出時間

①搬入時間（予定）

前日搬入：10月9日（金）午後6時30分頃から（目安）

※出店会場によっては、前日搬入できない場合がある。

当日搬入：10日（土）、11日（日）とも午前8時00分から午前8時50分まで（目安）

②搬出時間（予定）

10日（土）、11日（日）とも交通規制解除後

交通規制範囲内での車両の移動を伴わない場合は午後9時00分以降

※上記日時は予定であり、変更になる場合がある。

7. 出店内容

(1) 品目

飲食物、物販等（アルコール可）

※飲食物出店者（テント内で簡易な加工等を行うもの）は、「臨時出店における注意事項」を遵守し、「取扱食品概要書」を提出すること。ただし、申込フォームで必要事項を入力した場合は、紙での提出は不要とする。

※取り扱う食品の種類は、出店の規模や設備等に応じたものとし、1 出店（テント等）につき調理を伴う品目は喫茶類及び酒類を除き 2 種類までを目安とする。

※記載のないものの販売は不可とする。

※重複する品目が多い場合は、品目の調整を行う場合がある。（鹿沼市内の事業者・団体優先）

(2) 配置

①申込内容をもとに、出店者の構成、販売品目、会場の小間割を総合して、実行委員会が決定する。

②希望する出店会場が募集小間数を上回る申し込みがあった場合は、希望会場以外の会場に配置になる場合がある。

(3) 設備

＜①新・鹿沼宿＞

①実行委員会が準備するもの

◆テント（間口 2 間×奥行 1.5 間）

原則実行委員会が設置するテントを使用すること。

※飲食物出店者は健康福祉センターの指導により、間口以外の三方を幕で囲うこと。

※調理等でテントを汚してしまう恐れがある場合等は、自前のテントで出店してもらう場合がある。（区画範囲内に収まるサイズのもの）

※煙が充満する場合は随時排煙すること。

◆電源（原則 1 小間 1,500W まで）

※使用量が 1,500W を超える場合は追加料金 1,000W につき 5,000 円を徴収する。

※①新・鹿沼宿においては、発電機等の持ち込みは禁止とする。

◆給排水設備（水道使用小間のみ）

※水道使用料 5,000 円を徴収する。

※水道使用小間以外の出店者は、各自で用意するものとする。

◆机、イス

1 小間に付き机 1 台(幅 180 cm×奥行 45 cm×高さ 70 cm程度のもの)とパイプイス 2 脚

※追加（有料）を希望する場合は、申込フォームに入力すること。

（追加料金 机 1 台：1,500 円 イス 1 脚：500 円）

◆駐車場

1 小間あたり 1 台分の指定場所への駐車可とし、駐車券を発行する。

※指定場所以外への車両の無断駐車は厳禁とし、駐車券利用の際は車の目立つ位置に駐車券を掲示すること。

※指定場所については別途連絡する。

◆看板

各会場入口に店舗名称入りの配置図看板及び各店舗に店舗名・責任者名の入った看板をテントの間口中央に設置する。店舗の看板は取り外し厳禁とする。

②出店者が準備するもの

◆ブルーシート

店舗敷地内・キッチンカー車両下は全面ブルーシート等で養生すること。

※ブルーシートの厚さは#3000 以上が望ましい。

◆給排水設備（水道使用小間以外）

※会場に備え付けの給水・排水設備は、使用を禁止する。

※店舗運営に必要な水は、各自ポリタンク等で準備すること。

※使用後の汚水は、会場内で排水せず、必ず持ち帰り、各自で適切に処分すること。

◆火気設備

※カセットコンロは、安全性を考慮し、使用不可とする。

◆消火設備

◆消火器及び消火用バケツ

※類焼を防ぐため火器の使用にかかわらず消火器は必須とする。

※消火器は 10 型のものとする。

※消火用バケツはポリバケツ不可とする。

◆その他出店に必要なもの

<①新・鹿沼宿以外>

①実行委員会が準備するもの

◆駐車場

上述のとおり

◆看板

上述のとおり

②出店者が準備するもの

◆テント

※区画範囲内に収まるサイズとする。

※強風によるテント転倒等を防ぐため、ウエイトを設置する等適切な固定対策をすること。

※飲食物出店者は健康福祉センターの指導により、間口以外の三方を幕で囲うこと。

※煙が充満する場合は随時排煙すること。

※実行委員会経由でテントをレンタルすることも可能。

希望する場合は、申込フォームに入力すること。

(テントセット【テント1張・ウエイト4つ・三方幕】1セット：15,000円)

◆電源

※発電機は静音性が望ましい。

※実行委員会経由で発電機をレンタルすることも可能。

希望する場合は、申込フォームに入力すること。

(発電機【1600W】1台：10,000円)

◆テント内照明

◆ブルーシート

上述のとおり

◆給排水設備

上述のとおり

◆火気設備

上述のとおり

◆消火設備

◆消火器及び消火用バケツ

上述のとおり

◆机、イス

※実行委員会経由でレンタルすることも可能。

希望する場合は、申込フォームに入力すること。

(机1台：1,500円 イス1脚：500円)

◆その他出店に必要なもの

8. 注意事項

(1) 食品関係

①関係する法令を遵守・励行すること。食品取扱いに係る届出は一括して行うため、飲食物出店者は「取扱食品概要書」を提出すること。ただし、申込フォームで必要事項を入力した場合は、紙での提出は不要とする。

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課の「臨時出店における注意事項」をよく読み、遵守すること。

②飲食物出店者は、出店期間中「食品衛生責任者」資格を有している者を常時置くこと。

③キッチンカーで出店希望の方は、許可証の営業所在地が栃木県一円であること。

④キッチンカーで出店の場合、車外での調理は不可とする。キッチンカー内で調理が完結するようにすること。(かき氷や飲み物等をキッチンカー外で作ることも不可)

⑤材料は開催当日に調理すること。(前日までに調理したものは取り扱わないこと)

⑥未開栓の酒類を販売する場合は、事前に税務署に期限付酒類小売業免許を申請し、

取得すること。また、「期限付酒類小売業免許届出書」の写しを事務局に提出すること。

※開栓状態で販売する場合は、「期限付酒類小売業免許届出書」の提出は不要。

⑦保健所や行政の指示やルールは必ず遵守すること。

(2) 会場設備関係

①出店の効果を高めるため、各出店者は独自の演出・装飾・PRに創意工夫をすること。

②出店申込の内容と出店の実態が異なること。

※店舗名の相違、申請のない品目の販売等の違反をした場合、その時点から出店できないものとする。

③各々の全ての物品はテント内にのみ設置すること。テント外へはみ出した店舗の配置は厳禁とする。

④常に衛生上支障のないよう清掃を各出店者が責任をもって行うこと。店舗敷地内・キッチンカー車両下は全面ブルーシート等で養生すること。

⑤**ゴミ等は、店舗周辺のものを含めて、各出店者が責任を持って全て持ち帰ること。油・排水の散布は厳禁。**

⑥搬出後には会場を原状回復させること。器物損壊等があった場合、出店者へ原状復帰にかかる費用を請求する。

(3) 物品管理

①10月10日(土)、11日(日)とも各会場内に警備の配置はない。各自の責任において物品管理すること。紛失、毀損した場合等の責任を実行委員会は一切負わない。

②原則として全ての物品を持ち帰ること。

※特に食品関係は徹底すること。

(4) その他

①**販売時間は、午後9時00分までを厳守すること。**

②実行委員会で設置した電源について、営業時間外の使用は不可とする。

③販売品の価格は、適正な価格で販売するよう努力すること。

※原則として、イベント全体の品質維持と他の出店者との公平性を考慮し、著しく安価な価格設定は行わないこと。

※ただし、食品ロス削減の観点から、各日午後8時00分以降に限り、商品の値引き販売を可能とする。

④出店責任者は店舗に常駐すること。不在になる場合には副責任者が必ず店舗にいること。

⑤出店従事者は、おもてなしの心をもって来訪者に接すること。

- ⑥出店者説明会については、出店者の決定及び配置を実行委員会で決定した後で開催する。開催日程については別途出店決定者に連絡を行う。
- ⑦出店者説明会に出席した者は、出店に従事する者に出店要領の内容及び説明会での指示事項について必ず周知すること。
- ⑧2日分の売上を事務局に報告すること。報告方法は、決まり次第お知らせする。
- ⑨出店者の原因で起きた事故（食中毒・アレルギー事故等）、及び出店に伴う来場者とのトラブル等については各出店者の責任において対応すること。
- ⑩のぼり旗や横断幕の設置位置は、テントの屋根の高さから1~2m程度までとする。
- ⑪次にあげる事項は禁止とする。
- ・シェアブース(落選した方や申込をしていない方が当選したブースに合流すること)
 - ・出店権利の他人への譲渡
 - ・著作権侵害にあたる商品の販売やワークショップ等
 - ・生体の販売や譲渡(金魚すくい等)
 - ・区画外での販売(歩き回っての試食・販売やビラ配り)
 - ・政治、宗教、ネットワークビジネス、マルチ商法の勧誘活動
 - ・募金・寄付を募る行為
 - ・周囲の迷惑になる音楽や映像、騒音、悪臭、通行の妨げになるような行為（拡声器の使用も禁止）
 - ・飲酒、喫煙をしながらの接客(出店者は飲酒不可。喫煙場所以外での喫煙は厳禁。)

9. 出店の取り消し等について

- (1) この要領に違反した場合は、直ちに出店が中止となり、翌年度の出店ができないものとする。
- (2) 違反者は開催期間中でも出店取消をすることがある。その場合、出店料は返還しない。
- (3) 違反者については出店者名、違反事項等を公表する。
- (4) 要領違反への対処は厳密に行うものとする。

10. おもてなし広場出店者としてのマナー・心得

鹿沼秋まつりに来たお客様への「おもてなし」を最優先に考えること。また、ともに出店する他店への「おもいやり」を持って出店すること。

なお、おもてなし出店者として不適切な行動や要領違反と同等の行為があった場合、実行委員会からの注意や指導を行う。改善が見られなかった場合、この要領に違反したとみなし、出店取消および翌年度以降の出店を禁止とする場合がある。